

鹿本地域合併協議会会長・副会長名簿（敬称略）

平成15年1月現在

市町名・役職		氏名	備考
会長	菊鹿町長	隈部弘正	
副会長	山鹿市長	河村修	
	鹿北町長	西牟田長	
	鹿本町長	中嶋憲正	
	鹿央町長	杉焼義文	

平成16年4月現在

市町名・役職		氏名	備考
会長	鹿北町長	西牟田長	
副会長	山鹿市長	河村修	
	菊鹿町長	栗原辰也	
	鹿本町長	中嶋憲正	
	鹿央町長	杉焼義文	

鹿本地域合併協議会委員名簿（敬称略）

市町名・役職・所属		氏名	小委員会	備考	
山鹿市	議会議長	池田秀男		～H15.1月	
	〃	寺崎勇児	(議)	H15.2月～	
	議会副議長	阿蘇品邦雄		～H15.1月	
	〃	山口晋正	(事)	H15.2月～	
	学識経験者	自治会代表	佐藤修	(議)	
		女性代表	松尾和子	○(議)	
		青壮年代表	三浦貴子	(事)	
		高齢者代表	古江英二	(名)	
		教育代表者	田中宏	○(名)	教育長
その他有識者	原口義臣	○(事)			
鹿北町	議会議長	黒田耕一		～H15.1月	
	〃	平井光臣	(議)	H15.2月～	
	議会副議長	古田信助		～H15.1月	
	〃	栗山幸太	(事)	H15.2月～	

	学識経験者	自治会代表	佐藤 孝	(議)	
		女性代表	井上 芙美子	(議)	
		青壮年代表	藤本 仁一	(事)	
		高齢者代表	高木 敏夫	(名)	
		教育代表者	島北 皎誓	(名)	教育長
		その他有識者	野中美和子	(事)	
菊鹿町	議会議長		栗原 辰也	(議)	～H16.3月
	〃		丸山 寛治		H16.4月～
	議会副議長		山品 隆幸	(事)	～H15.9月
	〃		丸山 寛治		H15.10月～H16.3
	〃		池上 賢正		H16.4月～
	学識経験者	自治会代表	川辺 武夫	(議)	
		女性代表	藤原 美津代	(議)	
		青壮年代表	矢野 英明	(事)	
		高齢者代表	徳丸 英次	(名)	
		教育代表者	中原 哲哉	◎(名)	教育長
その他有識者		木村 ゆみ子	(事)		
鹿本町	議会議長		星子 元亮	◎(議)	
	議会副議長		片山 順士	(事)	
	学識経験者	自治会代表	中山 隆	(議)	
		女性代表	三嶋 三重	(議)	
		青壮年代表	森川 周一	(名)	
		高齢者代表	渡辺 亘	(事)	～H16.5月
		〃	片山 初輝		H16.6月～
		教育代表者	中川 徳男	(名)	教育長
その他有識者	栗川 亮一	(事)			
鹿央町	議会議長		森 廣行	(議)	～H15.7月
	〃		幸村 勁		H15.8月～
	議会副議長		幸村 勁	◎(事)	～H15.7月
	〃		森 芳顕		H15.8月～H16.8月
	〃		小林 憲彌		H16.9月～
	学識経験者	自治会代表	廣田 昭次	(事)	
		女性代表	小林 妙子	(名)	
		青壮年代表	平山 廣康	(議)	
		高齢者代表	栗原 信義	(議)	
		教育代表者	東 正治	(名)	教育長 ～H16.9月
〃		佐伯 穎二		〃 H16.10月	
その他有識者	原田 博美	(事)			
熊本県	学識経験者	県総務部市町村総室長	楢村 善和		～H15.3月
		鹿本地域振興局長	角田 岩男		～H16.3月
		〃	金子 達郎		H16.4月～

※ 小委員会の所管

(◎は委員長、○は副委員長)

(名) …新市の名称候補選定小委員会

(事) …新市の事務所の位置候補地選定小委員会

(議) …議員の任期及び定数に関する小委員会

鹿本地域合併協議会監査委員名簿（敬称略）

市 町 名	役 職	氏 名	備 考
鹿 北 町	鹿北町監査委員	永 田 武 康	
鹿 本 町	鹿本町監査委員	木 村 博 之	

鹿本地域合併協議会特別職報酬等審議会委員名簿（敬称略）

市 町 名	役職・所属	氏 名	備 考
山 鹿 市	肥後銀行山鹿支店支店長	島 田 豊	
	有識者(元市職員)	松 永 孝 雄	
鹿 北 町	岳間郵便局局長	赤 木 俊 明	
	女性代表	古 川 明 美	
菊 鹿 町	区長会代表	山 口 英 之	職務代理者
	J A鹿本理事	金 光 徳 明	
鹿 本 町	商工会代表	内 田 遵	
	女性団体連絡協議会代表	西 村 マサ子	
鹿 央 町	有識者(前町議会議長)	森 廣 行	会 長
	女性代表	山 下 君 代	

鹿本地域合併協議会新市の市章候補選定審査会審査員名簿（敬称略）

市 町 名	氏 名	備 考
山 鹿 市	服 部 秋 彦	会 長
	佐 藤 裕美子	
鹿 北 町	木 野 真由美	
	古 川 怜	
菊 鹿 町	宮 崎 珠太郎	副会長
	木 場 健 之	
鹿 本 町	江 住 昌 蔵	
	芹 川 英 治	
鹿 央 町	多田隈 亮 典	
	江 藤 朝 子	

鹿本地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町（以下「1市4町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(合併協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、鹿本地域合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市4町の合併に関する協議
- (2) 1市4町の合併に伴う新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市4町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、熊本県鹿本郡菊鹿町大字下内田713番地菊鹿町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員42人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長4人は、1市4町の長が協議し、次条第1項の規定による委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。ただし、前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除くものとする。

- (1) 1市4町の長
- (2) 1市4町の議会の議長及び副議長
- (3) 1市4町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて次の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(1) 幹事会の幹事 (2) 事案に関係のある専門部会の部会長又は部会員

(3) 1市4町の関係職員 (4) その他会長が特に必要と認めた者

(小委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提出する事項について協議及び調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第14条 第3条各号に掲げる事務を専門的に調整及び検討するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第16条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、1市4町が負担するものとする。

2 前項の負担金は、1市4町で均等に負担するものとする。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(監査)

第18条 協議会の出納の監査は、会長が1市4町の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2人を委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第19条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

鹿本地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿本地域合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、鹿本地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会、閉会及び休憩は、議長が宣告する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、議長、副会長及び出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることができるものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録の配布)

第8条 会議録は、印刷し、委員及び関係者に配布する。

(会議録等の閲覧及び交付)

第9条 会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）は、閲覧に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した会議録等については、その全部又は一部を閲覧に供しないことができる。

- (1) 個人に関する事項
- (2) 会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項
- (3) その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項

3 閲覧をしようとする者は、会議録等閲覧申請書（別記様式）を提出しなければならない。

4 閲覧に供する場所は、協議会事務所の所定の場所とし、その時間は当該事務局の執務時間内とする。

5 閲覧の申請に基づき、会議録等の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(規律)

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録署名委員)

第11条 会議録に署名すべき委員は2人とし、議長が会議において指名する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月8日から施行する。